

消保第357号  
平成30年7月26日

一般社団法人鹿児島県LPガス協会会長 様

鹿児島県危機管理局消防保安課長



高圧ガス保安法第63条第1項の規定に基づく事故届の周知について（依頼）

本県の液化石油ガス保安行政の推進については、かねてより多大な御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、高圧ガス保安法第63条第1項の規定では、高圧ガスについて災害が発生した場合、遅滞なく県又は警察に届け出ることとなっていますが、平成30年4月以降、液化石油ガス販売事業者等が事故発生を把握してから本県に届け出るまで数日間を要するケースが散見されます。

高圧ガスの災害が発生した場合、関係機関が情報を共有し、災害の拡大防止を図るためには、事故を把握した事業者等からの速やかな届出が不可欠です。

つきましては、貴会員に対して、事故が発生したことを覚知したときは、程度にかかわらず速やかに届け出るよう周知をお願いします。

高圧ガス保安法（抜粋）

（事故届）

第63条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、  
高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を  
取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければな  
らない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（連絡先）

鹿児島県 危機管理局  
消防保安課 保安係  
担当：宮下  
Tel : 099-286-2262

